

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
兵庫県	有	低所得、の世帯に対し通所授産施設利用者の月額上限額を1/2に引き下げ。(平成20年6月まで) 移動支援事業利用者の月額上限額を介護給付費国庫基準の1/2まで引き下げ。(平成20年末まで) グループホーム、ケアホーム利用者の家賃を1/2まで引き下げ。(上限2万円)	有	低所得、の世帯に対し医療型障害児施設利用者の負担額を自立支援医療なみとする。(平成20年末まで)	無		無		無		2008/5/1
神戸市	有	別紙の通り。	有	別紙の通り。	有	別紙の通り。	有	別紙の通り。	無		2008/5/1
姫路市	無		無		無		無		有	障害児施設の食費の一部を補助	2006/12/30
尼崎市	有	低所得の通所授産施設利用負担額(最大1,875円)軽減(平成20年度まで) 地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援)と合算した負担上限額設定	有	障害児施設支援利用負担50%補助	有	精神障害者の国保加入者に対し、保険額の5%、もしくは自立支援医療(精神通院)負担額のいずれか少ない額を支給	無		無		2007/5/11
明石市	無		無		有	重度障害者医療費助成制度があり、身体1~3級、知的A~B1、精神1,2級が対象(所得制限あり)健康保険の自己負担分の一部助成	無		無		2008/5/1
西宮市	有	障害福祉サービスと移動支援事業、日中一時支援事業とで統合上限額を設定	有	児童施設利用者に対し、利用料の1/2を補助している。 障害福祉サービスと移動支援事業、日中一時支援事業とで統合上限額を設定。	有	心身障害者(児)医療費等助成制度あり 身体1~4級(4級入院のみ) 知的A、B1、B2の一部 健康保険の自己負担分の一部助成(所得制限あり)	有	補装具と日常生活用具の利用者負担を統合した上限額を設けている。	無		2008/5/1
洲本市	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定	無		無		無		無		2006/12/30
芦屋市	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定	有	児童デイサービス 利用負担全額免除 児童入所施設 利用負担50%助成 (18年10月から減免範囲変更検討中)	有	(精神) 18年10月まで 全額免除 18年11月から(国保加入者) 利用負担5%	無		無		2006/12/30

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
伊丹市	有	利用負担を軽減する 18年度 70% 19年度 50% 20年度 30%	有	利用負担を軽減する 18年度 70% 19年度 50% 20年度 30%	無		無		無		2006/12/30
相生市	無		無		有	無料(精神)	無		無		2006/12/30
豊岡市	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定。	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定。	無		有	日常生活用具(ストマ除く)と補装具の利用者負担額と合算した月額負担上限額の設定。	有	日中一時支援の低所得を対象に補助。	2008/5/1
加古川市	無		無		有	自立支援医療(更生医療)について独自軽減あり。	無		無		2008/5/1
赤穂市	無		無		有	自立支援医療(精神通院)の国保加入者(老健対象者を除く)の利用者負担額を全額助成	無		無		2008/5/1
西脇市	有	グループホーム等利用者家賃負担軽減事業、家賃の1/2を補助(上限20,000円) 移動支援事業 低所得者を対象に上限額国庫基準額の1/2に軽減(20.6月まで) 通所授産施設の低所得者の利用者対象に上限額国庫基準額の1/2に軽減(20.6月まで)	有	地域生活支援事業のうち居宅系サービス事業との上限額の統合有り	無		無		無		2008/5/1
宝塚市	有	利用負担を軽減する 18年度 70% 19年度 50% 20年度 30%	有	利用負担を軽減する 18年度 70% 19年度 50% 20年度 30%	無		無		無		2008/5/1
三木市	無		無		有	精神通院医療の自己負担の半額を助成(平成21年3月まで)	無		無		2008/5/1
高砂市	無		無		無		有	補装具と日常生活用具を合わせた月額上限額設定(児童のみ)	無		2008/5/1
川西市	有	行動援助と地域生活支援事業の移動支援利用負担額と合算した月額負担上限額の設定	有	補装具と日常生活用具を合わせた月額上限額設定	無		有	補装具と日常生活用具を合わせた月額上限額設定	有	障害児施設の食費の一部を補助	2006/12/30
小野市	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定	無		無		無		無		2006/12/30

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
三田市	有		無		無		無		無		2007/5/11
加西市	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定	無		無		無		無		2007/6/1
篠山市	無		無		無		無		無		2008/5/1
養父市	無		無		無		無		無		2008/5/1
丹波市	無		無		無		無		無		2008/5/1
南あわじ市	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定	無		無		無		無		2007/6/1
朝来市	有	介護給付費と地域生活支援事業利用負担額を合算した月額負担上限額の設定	有	介護給付費と地域生活支援事業利用負担額を合算した月額負担上限額の設定	無		有	月額負担上限額設定	無		2007/5/11
淡路市	無		無		無		無		無		2007/5/11
宍粟市	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定。 兵庫県と各市町村単独として、在宅の通所サービス利用者で低所得の方を対象に利用者負担の軽減を実施。(1,875円、事業所負担あり)	有	地域生活支援事業利用負担額と合算した月額負担上限額の設定。 兵庫県と各市町村単独として、在宅の通所サービス利用者で低所得の方を対象に利用者負担の軽減を実施。(1,875円、事業所負担あり)	無		有	日常生活用具と補装具の利用者負担額と合算した月額負担上限額の設定。	無		2008/5/1
加東市	有	介護給付費、訓練等給付費と地域生活支援事業の居宅サービス利用負担額を合算した月額負担上限額の設定	無		無		無		無		2007/5/11
たつの市	有	地域生活支援事業の居宅サービス利用負担額を合算した月額負担上限額の設定	有	地域生活支援事業の居宅サービス利用負担額を合算した月額負担上限額の設定	無		無		無		2007/5/11
猪名川町	有	負担上限額 資産要件非該当者に対する軽減 一般18,600円 低2 12,300円 低1 7,500円	有	負担上限額 資産要件非該当者に対する軽減 一般18,600円 低2 12,300円 低1 7,500円	無		無		無		2008/5/1
多可町											
稲美町											
播磨町	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
市川町	有	児童デイサービスの利用者負担額のみ平成24年度(平成25年3月末)まで無料とする。但し自立支援法が改正された場合は変更が生じる。	有	児童デイサービスの利用者負担額のみ平成24年度(平成25年3月末)まで無料とする。但し自立支援法が改正された場合は変更が生じる。	無		無		無		2008/5/1
福崎町	有	低所得を対象に、居宅介護等の利用負担の1/2を助成。居宅介護等とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、地域生活支援事業を言う。	有	児童デイサービス「ケアステーションかんだき」の利用は無料。	有	自立支援医療(通院医療)の国民健康保険加入者の医療に要する自己負担額を町が負担する。	無		無		2008/5/1
神河町											
太子町											
上郡町											
佐用町											
香美町	無		無		無		無		無		2008/5/1
新温泉町	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
滋賀県	有	国の低所得者対策からまれてしまう世帯（一般世帯）を対象に、低所得者と同水準まで軽減。（平成20年度まで）	有	国の低所得者対策からまれてしまう世帯（一般世帯）を対象に、低所得者と同水準まで軽減。（平成20年度まで）	有	福祉医療費助成制度として、重度心身障害者（児）や乳幼児等を対象とした助成。	無		有	一般課税世帯に対し、基本的に300円/日の補助を実施。（平成20年度まで）	2007/5/11
大津市											
彦根市	無		無		無		無		無		2008/5/1
長浜市	有	通所施設...低所得者に3,750円を超えた額を助成。一般層には7,500円を超えた額を助成。身体入所更生...月8,500円を超えた額を助成。	有	入所施設...月12,300円を超えた額を助成 児童デイサービス...全額助成 平成20年度まで	無		無		有	通所施設、児童デイサービス...300円/日 助成 身体入所更生...補足給付対象外の者に、当該給付費相当分を助成 平成20年度まで	2008/5/1
近江八幡市	無		無		無		有	障がい児の保護者負担の軽減を図るため、補装具費の自己負担100%免除している。	無		2008/5/1
草津市	有	通所施設の利用者負担について、一般世帯は低所得世帯と同程度まで軽減、低所得世帯はさらに50%軽減を平成20年度まで補助する。 リハビリ施設、入所施設（20歳未満）の利用者負担について、一般世帯は低所得世帯と同程度まで軽減を平成20年度まで補助する。	有	児童デイサービスの利用者負担について、一般世帯、低所得世帯とも利用者負担の無料化を平成20年度まで補助する。	無		無		有	通所施設の食費負担等について、一般世帯は低所得世帯と同程度まで軽減を平成20年度まで補助する。 リハビリ施設、入所施設（20歳未満）の利用者負担は、一般世帯は低所得世帯と同程度まで軽減を平成20年度まで補助する。	2008/5/1
守山市											
栗東市	有	施設入所、通所者の利用者のうち、国及び県の利用者負担制度の軽減を受けていない人に対し、利用者負担額の一部（月額1/3）を助成	有	施設入所、通所者の利用者のうち、国及び県の利用者負担制度の軽減を受けていない人に対し、利用者負担額の一部（月額1/3）を助成			有	所得に応じて自己負担の免除を行っている。（重度の場合は所得要件なし）日常生活用具についても同じ。	無		2008/5/1
甲賀市											
野洲市											
湖南市											
高島市	有	別紙の通り。	有	別紙の通り。	無		無		有	別紙の通り。	2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
東近江市	有	通所施設利用者負担軽減事業（緊急特別対策事業）。通所施設利用者負担を無料化するために月額負担上限額を東近江市独自施策として全額助成。 （平成19年度・20年度の2力年間）	有	早期療育事業利用者負担金の無料化。	無		有	利用者負担額の半額を免除。	無		2008/5/1
米原市											
安土町											
日野町											
竜王町											
愛荘町											
豊郷町											
甲良町											
多賀町											
虎姫町											
湖北町											
高月町											
木之本町											
余呉町											
西浅井町											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
奈良県	無		無		無		無		無		2008/5/1
奈良市	無		無		無		無		無		2008/5/1
大和高田市	無		無		無		無		無		2007/5/11
大和郡山市	無		検		有		無		無		2007/5/11
天理市	無		無		無		無		無		2007/6/1
橿原市	無		無						無		2008/5/1
桜井市	無		無		無		無		無		2008/5/1
五條市											
御所市	無		無		無		無		無		2008/5/1
生駒市	有	低所得 を対象に、利用者負担割合を5%、上限額7,500円としている。 平成19年度以降、国の特別対策事業実施のため休止中。	有	低所得 を対象に、利用者負担割合を5%、上限額7,500円としている。 平成19年度以降、国の特別対策事業実施のため休止中。	無		有	低所得 を対象に、利用者負担割合を5%、上限額7,500円としている。	無		2008/5/1
香芝市	無		無		有		有		無		2007/5/11
葛城市	無		無		無		無		無		2007/5/11
宇陀市	無		無		無		無		無		2007/5/11
山添村											
平群町	無		無		無		無		無		2007/6/11
三郷町	無		無		無		有	日常生活用具、住宅改造費と合算した負担上限額設定	無		2007/5/11
斑鳩町	有	移動支援と日中一時支援のみ	有	移動支援と日中一時支援のみ	有	自立支援医療(精神通院)の自己負担助成。	無		有	障害者自立支援法の減免制度と同じ。	2008/5/1
安堵町	無		無		無		無		無		2007/5/11
川西町											
三宅町	無		無		無		無		無		2007/5/11
田原本町	無		無		無		無		無		2008/5/1
曽爾村											
御杖村											
高取町	無		無		無		無		無		2008/5/1
明日香村	無		無		無		無		無		2008/5/1
上牧町	無		無		無		無		無		2007/5/11
王寺町	無		無		有	自立支援医療(精神通院)の負担助成(加入保険、所得等の制限あり)	有	日常生活用具と合算した負担上限月額設定	無		2007/5/11

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
広陵町	無		無		無		有	自立支援医療(精神通院)に係る医療費の自己負担分のうち、月500円を除く負担金を助成。対象者は、国民健康保険の被保険者、各種社会保険の被扶養者。	無		2008/5/1
河合町	有	低所得 に対し 利用負担 上限額50%軽減	無		有	自立支援医療費 500円/月を 除く医療費補助	無		無		2007/5/11
吉野町	無		無		無		無		無		2008/5/1
大淀町	無		無		無		無		無		2007/6/1
下市町	無		無		無		無		無		2008/5/1
黒滝村											
天川村											
野迫川村											
十津川村	無		無		無		無		無		2008/5/1
下北山村											
上北山村											
川上村	無		無		無		無		無		2008/5/1
東吉野村											



	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
京都府	有	低所得者を細分化し負担上限額が国基準の1/2となる階層を設置。(平成20年度まで)	有	階層の細分化と負担上限額の減額。 低所得者、の母子世帯等無料化。(平成20年度まで)	有	階層の細分化と負担上限額の減額。 福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用負担を統合した上限額を設定。(平成20年度まで)	有	階層の細分化と負担上限額の減額。 福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用負担を統合した上限額を設定。(平成20年度まで)	無		2008/5/1
京都市	有	低所得で障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみの方については、低所得と同じ利用上限額に設定。 障害者福祉サービス、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業の重複利用した場合は上限額を統合している。(平成20年度までの暫措置)	有	障害児施設について、全階層を対象に負担額をほぼ措置費と同水準に軽減。(平成20年度まで。以降未定)	有	低所得は無料。 低所得で障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみの方については、国基準の低所得と同じ利用上限額に設定。 市民税所得割課税世帯の階層に、市民税所得割4万円未満(現16万円未満)を設定。各々の階層に独自の負担上限額を設定。 障害者福祉サービス、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業の重複利用した場合は上限額を統合している。(平成20年度までの暫措置)	有	低所得で障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみの方については、低所得と同じ利用上限額に設定。 市民税所得割課税世帯のうち、18歳未満の児童がいる世帯は、利用上限額を国基準の半額(18,600円)に設定。 障害者福祉サービス、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業の重複利用した場合は上限額を統合している。(平成20年度までの暫措置)	有	障害児施設について、食費を市の独自上限額に含めて軽減。(平成20年度まで。以降未定)	2008/5/1
福知山市	無		有	自己負担の1/2を補助。	無		有	利用者負担額を全額助成。	無		2008/5/1
舞鶴市											
綾部市											
宇治市											
宮津市	有	低所得で障害基礎年金1級受給者を低所得の上限額まで緩和。	有	低所得で障害基礎年金1級受給者を低所得の上限額まで緩和。	有	低所得で障害基礎年金1級受給者を低所得の上限額まで緩和。	有	低所得で障害基礎年金1級受給者を低所得の上限額まで緩和。 児童の場合は1割負担を5%に軽減。	無		2008/5/1
亀岡市											
城陽市	有	京都府と協調して上限月額を軽減。更に市は利用料の30%相当の額を軽減。 平成20年度まで	有	京都府と協調して上限月額を軽減。更に市は利用料の30%相当の額を軽減。 平成20年度まで	有	京都府と協調して上限月額を軽減。更に市は利用料の30%相当の額を軽減。 平成20年度まで	有	利用者負担なし 平成20年度まで	無		2008/5/1
向日市											
長岡京市											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備考
	有無	内容	有無	内容	有無	内容	有無	内容	有無	内容	
八幡市	有	低所得者を細分化し負担上限額が国基準の1/2となる階層を設置。(平成20年度まで)	有	階層の細分化と負担上限額の減額。低所得者、の母子世帯等無料化。(平成20年度まで)	有	階層の細分化と負担上限額の減額。福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用負担を統合した上限額を設定。(平成20年度まで)	有	自己負担額なし。	無		2008/5/1
京田辺市											
京丹後市	有	低所得者を細分化し負担上限額が国基準の1/2となる階層を設置。(平成20年度まで)	有	階層の細分化と負担上限額の減額。低所得者、の母子世帯等無料化。(平成20年度まで)	有	階層の細分化と負担上限額の減額。福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用負担を統合した上限額を設定。(平成20年度まで)	有	階層の細分化と負担上限額の減額。福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用負担を統合した上限額を設定。(平成20年度まで)	無		2008/5/1
南丹市											
木津川市											
大山崎町											
久御山町											
井手町											
宇治田原町	無		無		無		有	自己負担額に対して20,000円を上限に補助。	無		2008/5/1
笠置町											
和束町											
精華町	有	低所得を対象に障害者年金1級及び特別障害者手当及び授産工賃が控除できる収入のみ、上限額を3,750円に減額。	無		有		有		無		2008/5/1
南山城村											
京丹波町											
伊根町											
与謝野町											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
大阪府	有	移動支援事業、日常生活用具 給付事業について、生活保護 者・低所得者の負担軽減策を 講じている市町村に対し、負 担軽減額の1/2補助。	無		無		無		無		2008/5/1
大阪市	無		無		無		無		無		2008/5/1
堺市	無		無		無		有	一度負担上限額まで利用者 負担額を負担した対象者が、 その同一年度内に給付・修理 を申請した場合、負担上限額 を半額にする。	無		2008/5/1
岸和田市	無		無		無		有	月額負担上限額助成制度の 設置。(平成20年度のみ)	無		2008/5/1
豊中市											
池田市											
吹田市											
泉大津市											
高槻市											
貝塚市											
守口市	無		無		無		無		有	市立わかたけ園の食費は通 常750円であるが、課税世帯 で減免を受けていない人以外 は350円(食材料費、人件 費)としている。	2008/5/1
枚方市	無		無		無		無		無		2008/5/1
茨木市	無		無		無		無		無		2008/5/1
八尾市	無		無		無		無		有	肢体不自由児通園施設及び 知的障害児通園施設において は、市民税課税世帯に対し て、給食1食あたりの負担額を 上限230円としている。	2008/5/1
泉佐野市											
富田林市	無		無		無		無		有	新規で新体系(生活介護等の 通所サービス)でサービスを 実施した場合、食費の人件費 相当額を助成している。	2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
寝屋川市	無		無		無		無		有	低所得 に対し 児童福祉施設(市立)の食費の実費負担額の引き下げ。平成18年度は200円。23年度にかけて620円まで段階的に引き上げ。	2008/5/1
河内長野市	無		無		無		無		無		2008/5/1
松原市	無		無		無		無		無		2008/5/1
大東市	無		無		無		無		無		2008/5/1
和泉市											
箕面市											
柏原市											
羽曳野市											
門真市	無		無		無		有	18歳以上の方のみ利用者負担額を助成。	無		2008/5/1
摂津市											
高石市											
藤井寺市											
東大阪市											
泉南市	無		無		無		無		無		2008/5/1
四條畷市											
交野市	無		無		無		無		無		2008/5/1
大阪狭山市											
阪南市											
島本町	無		無		無		無		無		2008/5/1
豊能町											
能勢町	無		無		無		無		無		2008/5/1
忠岡町											
熊取町											
田尻町											
岬町											
太子町											
河南町											
千早赤阪村	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
和歌山県	有	地域支援事業(移動支援、地域生活支援センター事業、日中一時支援事業(平成18年9月まで介護給付の事業))と障害福祉サービスの利用負担月額の合計額が、当該利用者の政令に定める利用者負担上限額を超過する額について軽減する市町村に対し、その軽減に必要な経費の1/2を補助。	有	地域支援事業(移動支援、地域生活支援センター事業、日中一時支援事業(平成18年9月まで介護給付の事業))と障害福祉サービスの利用負担月額の合計額が、当該利用者の政令に定める利用者負担上限額を超過する額について軽減する市町村に対し、その軽減に必要な経費の1/2を補助。	無		無		無		2008/5/1
和歌山市	有	通所授産施設を利用する低所得世帯の障害者に対して助成。工賃が5,000円/月未満の者に対しては全額助成。5,000円/月以上は、利用者負担額 - { (工賃額 - 5,000円) × 1/2 } = 助成額	無		無		有	障害児に係る補装具の助成を行っている(世帯の市民税所得割額20万円未満の者に対して利用者負担額(1割負担)の1/2を助成している。	無		2008/5/1
海南市	有	地域生活支援事業の利用者負担上限月額を低所得7,500円、低所得 12,300円、一般 18,600円に設定。さらなる軽減策として一定要件(障害福祉サービスと同じ)を満たした場合、それぞれ上限月額を1/4に軽減。	有	地域生活支援事業の利用者負担上限月額を低所得7,500円、低所得 12,300円、一般 18,600円に設定。さらなる軽減策として一定要件(障害福祉サービスと同じ)を満たした場合、それぞれ上限月額を1/4に軽減。	無		有	補装具制度については、利用者負担なしとしています。また補装具制度から地域生活支援事業の日常生活用具に移行したのものについても同様に利用者負担なしとしています。	無		2008/5/1
橋本市											
有田市											
御坊市											
田辺市	有	旧法通所授産施設、就労継続支援B型、就労移行支援利用者の利用者負担額への助成(工賃が5,000円以下の場合、全額、5,000円を超える場合、超える金額の1/2が利用者負担額に、差額を助成)	無		有	自立支援医療の精神通院公費の自己負担分を支給	無		無		2008/5/1
新宮市											
紀の川市											
岩出市											
紀美野町											
かつらぎ町											
九度山町											
高野町											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
湯浅町											
広川町											
有田川町	有	障害者等が障害者自立支援法第29条に規定する指定障害福祉サービス等並びに法第77条に規定する地域生活支援事業のうち移動支援事業、日中一時支援事業を利用する際に、その利用者負担が過重にならないよう利用者負担額の一部を助成する。	無		無		無		無		2008/5/1
美浜町											
日高町											
由良町	無		無		有	精神通院の利用者負担助成	無		無		2008/5/1
印南町	無		無		無		無		無		2008/5/1
みなべ町	有	就労支援施設の利用者を対象に、対象者に支給される工賃が5,000円以下の者は、利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える者は工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する金額を利用者定率負担額から差し引いた額を補助（現在の所措置期限なし）	無		無		無		無		2008/5/1
日高川町	有	・就労系施設の利用料を全額補助している。	有	・児童の補装具の利用者負担を全額補助している。	有	・自立支援医療（精神通院）費の一部負担金を全額補助している。			無		2008/5/1
白浜町											
上富田町											
すさみ町											
那智勝浦町											
太地町											
古座川町											
北山村											
串本町											